

議案第125号

つくば市災害弔慰金支給等条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年12月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市災害弔慰金支給等条例の一部を改正する条例

つくば市災害弔慰金支給等条例（昭和63年つくば市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」に、「法第13条第1項及び令第8条から第11条まで」を「法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条」に改める。

附則第5項中「法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第8項」を「法第14条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市災害弔慰金支給等条例（昭和63年つくば市条例第102号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第15条（略） （償還等）</p> <p>第16条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>第17条（略） 附則 1-4（略）</p> <p>5 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第16条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた<u>法第14条第1項</u>の規定によるものとする。</p>	<p>第1条—第15条（略） （償還等）</p> <p>第16条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予</u>については、<u>法第13条第1項及び令第8条から第11条まで</u>の規定によるものとする。</p> <p>第17条（略） 附則 1-4（略）</p> <p>5 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第16条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた<u>法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第8項</u>の規定によるものとする。</p>